

2013年10月18日

大阪府教育委員会 教育長 中原徹様

教育委員長 陰山英男様

大阪府教育委員会によるこの間の教科書採択に係る申し入れ事項及び質問事項

『日の丸・君が代』強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

(代表：黒田伊彦)

大阪府教育委員会が発出した「教科用図書の補完教材に関する指示事項（通知）」と「補完教材」、および教科書採択に係わる「再調査」等について申し入れ及び質問をする。10月30日までに回答を求める。

【申し入れ・質問事項】

(1) 大阪府教育委員会（以下、府教委）は、9月27日付で、府立高校の校長・准校長あてに「教科用図書の補完教材に関する指示事項（通知）」を発出した。これは8月30日の教育委員会会議で「条件付き採択」としていた実教出版の日本史教科書に関わるものである。

「通知」は、当該の教科書を使用する生徒全員に、府教委が作成した「補完教材」を配布の上、「教員が同教材の内容に従って、・・・指導を行うこと」としている。その上、「対象となるすべてのクラスの授業終了後、速やかに・・・確認報告書を提出すること」を求めている。

こうした行為は、行政が教育内容にまで踏み込んで、教育を不当に支配しようとするものである。権力によるあからさまな教育介入そのものである。それは子どもの学ぶ権利や教師の教える権利を侵害する行為である。**府教委はこの「通知」を直ちに撤回せよ。**

(2) 府教委が示した「補完教材」は、府教委に都合の良い事実のみを記載して生徒に誤った認識を植え付けようとするものである。ことに、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱時に係る東京都立学校長による「職務命令」の合憲性を一面的に強調するものである。また、そこから、未だそれ自身の違憲性が法廷で争われたことのない「同趣旨の職務命令を発した大阪府の職務命令及び大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の合憲性」まで強引に主張するものである。条例を制定し、職務命令を発してまで「日の丸」「君が代」を現場の押し付けることそのものが「強制」以外のなにものでもないことをまずは認めるべきである。

百歩譲って「補完教材」のように最高裁判決（2012年1月16日）を取りあげるとしても、この判決が職務命令を合憲とした一方で、処分の過重化に歯止めをかけた判決であったことを同時に指摘すべきである。1名の停職処分、1名の減給処分について「処分の選択が重きに失するものとして社会通念上著しく妥当を欠き、懲戒権者としての裁量範囲を超える」として取り消しを命じた。「減給以上の処分については本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」と過重化を戒めた。判決の念頭に置かれていたのは、当時社会的に問題とな

った、命令と処分による厳罰化で「日の丸」「君が代」強制の方向を示した大阪府の当の条例である。

先立つ 2011 年 5 月 30 日の最高裁判決は、職務命令による強制が「思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面が否定し難い」と指摘し、その他の最高裁判決も含めて、多くの裁判官から「反対意見」「補足意見」が付されている。職務命令は合憲という一面だけではなく、思想・良心の自由については慎重に配慮すべきことが表明されていること、思想・良心の自由を含む基本的人権について、行政の側にこそ最大限尊重する義務のあることが指摘されねばならない。

一面的で誤った認識を生徒達に植え付ける「補完教材」をただちに回収せよ。「補完教材」使用の強制をやめよ。

(3) 中原教育長は、8 月 14 日から 22 日までに府教委事務局に「選定」教科書の「教科書全数調査」(再調査)を命じた。

一体何のために再調査を行ったのか。それは、8 月 8 日の維新の会府議団との「勉強会」で中原教育長が「やり直す」と宣言したことを実行に移したのか。中原教育長は維新の会＝特定の会派、からの要求なら何にでも応じるのか。

また、再調査の目的は何か。実教日本史の国旗・国歌記述を再チェックするためのものであったのか。

(4) 再調査で示された「平成 26 年度使用高等学校用教科書点検のポイント」には、「特に、『地理・歴史』及び『公民』』と名指しして、実教日本史で問題とされた「国旗・国歌の扱い」だけでなく、「明治以降の我が国の対外政策」、「我が国の領域をめぐる問題の扱い」について「注目し、点検」するように指示したとされている。

なぜ、上のような点に「注目し、点検」するよう指示したのか。その意図は何か。

(5) 9 月 27 日、府教委は実教日本史の「補完教材」を決定すると同時に「一部の地理歴史科の教科書の使用に関して配慮しておくべき事項」として、

- ・第 2 次世界大戦中、中国人や朝鮮人を「強制連行」した人数については諸説あること。
 - ・第 2 次世界大戦における「南京事件」に係る被害者の具体的人数には諸説あること。
- の 2 点をあげ、メールで全府立学校長に指示を出している。

ことさらこの 2 点を取りあげた意図は何か。「使用に関して配慮しておくべき事項」として取りあげた上で、府教委は各校長にどうせよというのか。

いずれにせよ、府教委は、日本の加害記述や領土問題にまで記述のチェックを上げようとしているのかそうでないのか答えよ。また広げるといふならその意図は何か。

以上